

2012年2月15日

各 位

東京都千代田区神田司町二丁目7番地
株式会社イオンコミュニティ銀行

イオン銀行との合併に関するお知らせ

株式会社イオンコミュニティ銀行（本店：東京都千代田区、以下「当行」）及び、100%親会社である株式会社イオン銀行（本店：東京都江東区、以下「イオン銀行」）は、下記の通り当行を消滅会社とし、イオン銀行を存続会社とする吸収合併の方式により、2012年3月31日をもって合併する（以下「本合併」）合併契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本合併は関係当局の認可等を前提としております。

記

1. 合併の経緯及び目的

当行は、2011年12月26日にイオン銀行の100%子会社となった以降、両行の強みを生かした連携策について検討いたしておりましたが、今般、合併を行うことにより、ガバナンスの強化と経営効率の改善を図りつつ、お客さまの利便性の更なる向上を実現できるものと判断いたしました。

本合併により、当行の「法人融資事業の営業基盤」と、イオン銀行の「商業と金融の融合により培われた地域に根づいた営業基盤」を一体化し、金融商品・機能・サービスを拡充することにより、お互いの強みとする地域のお客さまに密着した事業のさらなる拡大がもたらされるシナジー効果が発揮できるものと考えております。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

- | | |
|----------------|------------|
| ① 合併契約書締結日 | 2012年2月15日 |
| ② 合併の効力発生日（予定） | 2012年3月31日 |

(注) 本件合併は、当行においては会社法第784条第1項に定める略式合併、イオン銀行においては会社法第796条第3項に定める簡易合併に該当いたします。

(2) 本合併の方式

当行を消滅会社とし、イオン銀行を存続会社とする吸収合併方式により、当行は解散いたします。

(3) 本合併に係る割当ての内容

イオン銀行は当行の100%親会社であるため、本合併における株式及び金銭等の交付はありません。

- (4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
 当行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 合併当事会社の概要

(1) 会社概要

	存続会社(連結)	消滅会社(単体)
商号	株式会社イオン銀行	株式会社イオンコミュニティ銀行
所在地	東京都江東区枝川 1-9-6	東京都千代田区神田司町 2-7
代表者	代表取締役社長 片岡 正二	代表取締役社長 平子 恵生
資本金	512 億 5,000 万円	20 億円
決算期	3 月末日	3 月末日

(2) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2011 年 3 月期)

	存続会社(連結)	消滅会社(単体)
純資産	52,786 百万円	1,888 百万円
総資産	997,535 百万円	1,894 百万円
経常収益	19,652 百万円	1 百万円
経常利益	▲2,723 百万円	▲44 百万円
当期純利益	▲1,978 百万円	▲45 百万円

4. 合併後の概要 (予定)

(1) 吸収合併存続会社の概要 (2012 年 3 月 31 日 (予定))

商号	株式会社イオン銀行
所在地	東京都江東区枝川 1-9-6
代表者	代表取締役社長 片岡 正二
資本金	512 億 5,000 万円
決算期	3 月末日

※ 本合併による、資本金の額の増加はありません。

以上

<お問合せ先>
 株式会社イオンコミュニティ銀行
 (企画部 成田、杉本)
 TEL 03-5217-5461
<http://acb.aeonbank.co.jp/>